

短期給付一覧表

令和8年4月1日現在

| 事由 | 支給されるとき | 法定給付 | | 附加給付等 | | | |
|------------------|-------------------------------|------------------------|--|------------------|--|---|---|
| | | 給付の種類 | 給付額 | 給付の種類 | 給付額 | | |
| 病気・けが | 組合員が医療機関にかかったとき | 療養の給付 [法第56条] | 入院、外来とも総医療費の7割を給付。ただし、平成26年4月1日以降に70歳に達する昭和19年4月2日以降に生まれた者については8割を給付[現役並み所得者7割] ※現役並み所得者を除き、平成26年3月31日以前に70歳に達した誕生日が昭和14年4月2日～昭和19年4月1日までの者については(以下「特例措置対象者」という。)、別途指定公費により1割助成あり(以下「別途指定公費」という。) | 一部負担金払戻金 | (総医療費－法定給付)－25,000円(※1) (1,000円未満は不支給。100円未満の端数は切り捨て。) 合算高額療養費を支給する場合は、(総医療費－法定給付)－50,000円(※1) ただし、25,000円(※2)以上のレセプトが1件であり、かつ、合算対象となるレセプトの合計が25,000円(※2)未満であるときには、(総医療費－法定給付)－25,000円(※2)－合算対象となるレセプトの一部負担金額 ※1 平成27年7月1日から平成28年8月31日までの診療に係るものについては、上位所得者の場合40,000円(合算高額療養費を支給する場合は、80,000円)となる。 また、平成28年9月1日以後の診療に係るものについては、上位所得者の場合50,000円(合算高額療養費を支給する場合は、100,000円)となる。 ※2 平成27年6月以前の診療に係るものについては、21,000円となる。 また、上位所得者について、平成27年7月1日から平成28年8月31日までの診療に係るものについては40,000円、平成28年9月1日以後の診療に関するものについては、50,000円となる。 | | |
| | | 保険外併用療養費 [法第57条の5] | | | | | |
| | | 療養費 [法第58条] | | | | | |
| | | 訪問看護療養費 [法第58条の2] | 厚生労働大臣の定める看護に要する額の7割。ただし、70～74歳の者については8割[現役並み所得者7割]を給付。特例措置対象者については、別途指定公費を給付。 | | | | |
| | | 高額療養費 [法第62条の2] | 同一医療機関での1月の自己負担額が、基準額を超えた額の全額 ※70歳未満の例 [標準報酬の月額が83万円以上]252,600円+(総医療費－842,000円)×1% [標準報酬の月額が53万円以上83万円未満]167,400円+(総医療費－558,000円)×1% [標準報酬の月額が28万円以上53万円未満]80,100円+(総医療費－267,000円)×1% [標準報酬の月額が28万円未満]57,600円 [市町村民税非課税世帯等]35,400円 | | | | |
| | | 入院時食事療養費 [法第57条の3] | 厚生労働大臣の定める基準から食事療養標準負担額を控除した額 | | | － | － |
| | | 入院時生活療養費 [法第57条の4] | 厚生労働大臣の定める基準から生活療養標準負担額を控除した額 | | | － | － |
| 移送費 [法第58条の3] | 最も経済的な経路及び方法により算定した額 | － | － | | | | |
| 病気・けが | 被扶養者が医療機関にかかったとき | 家族療養費 [法第59条] | 入院、外来とも総医療費の7割を給付。ただし、未就学児及び70～74歳の者については(現役並み所得者を除き)8割(現役並み所得者は7割)を給付。特例措置対象者については別途指定公費を給付。 | 家族療養費 附加金 | (総医療費－法定給付)－25,000円(※1) (1,000円未満は不支給。100円未満の端数は切り捨て。) 合算高額療養費を支給する場合は、(総医療費－法定給付)－50,000円(※1) ただし、25,000円(※2)以上のレセプトが1件であり、かつ、合算対象となるレセプトの合計が25,000円(※2)未満であるときには、(総医療費－法定給付)－25,000円(※2)－合算対象となるレセプトの一部負担金額 ※1 平成27年7月1日から平成28年8月31日までの診療に係るものについては、上位所得者場合40,000円(合算高額療養費を支給する場合は、80,000円)となる。 また、平成28年9月1日以後の診療に係るものについては、上位所得者の場合50,000円(合算高額療養費を支給する場合は、100,000円)となる。 ※2 平成27年6月以前の診療に係るものについては、21,000円となる。 また、上位所得者について、平成27年7月1日から平成28年8月31日までの診療に係るものについては40,000円、平成28年9月1日以後の診療に関するものについては、50,000円となる。 | | |
| | | 家族訪問看護療養費 [法第59条の3] | 厚生労働大臣の定める看護に要する額の7割。ただし、未就学児及び70～74歳の者については(現役並み所得者を除き)8割(現役並み所得者は7割)を給付。特例措置対象者については別途指定公費を給付。 | 家族訪問看護療養費 附加金 | | | |
| | | 高額療養費 [法第62条の2] | 同一医療機関での1月の自己負担額が、基準額を超えた額の全額 ※70歳未満の例 [標準報酬の月額が83万円以上]252,600円+(総医療費－842,000円)×1% [標準報酬の月額が53万円以上83万円未満]167,400円+(総医療費－558,000円)×1% [標準報酬の月額が28万円以上53万円未満]80,100円+(総医療費－267,000円)×1% [標準報酬の月額が28万円未満]57,600円 [市町村民税非課税世帯等]35,400円 | 家族療養費 附加金 | | | |
| | | 家族移送費 [法第59条の4] | 最も経済的な経路及び方法により算定した額 | － | | － | |
| | 医療保険と介護保険の自己負担合算額が著しく高額になったとき | 高額介護合算療養費 [法第62条の3] | 8月1日から翌年7月31日までの1年間に受けた医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費及び高額介護(予防)サービス費に相当する額は除く。)の合算額から基準額を控除した額(500円を上回る場合に限る。)に按分率を乗じて得た額 [一般所得者で共済組合+介護保険の例] 67万円[70歳未満を含めた世帯合算] 56万円[70～74歳の世帯合算] | － | － | | |

| 事由 | 支給されるとき | 法定給付額 | | 附加給付等 | |
|------|--|-----------------------------------|--|----------------------------------|---|
| | | 給付の種類 | 給付額 | 給付の種類 | 給付額 |
| 出産 | 組合員が出産したとき | 出産費 [法第63条] | 48.8万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は50万円) | 出産費 附加金 | 3万円(組合員が出産した子が、第2子である場合は6万円、第3子以降の子である場合は10万円) |
| | 被扶養者が出産したとき | 家族出産費 [法第63条] | 48.8万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は50万円) | 家族出産費 附加金 | 3万円(被扶養者が出産した子が、第2子である場合は6万円、第3子以降の子である場合は10万円) |
| 非常災害 | 組合員が火災、水害、地震などの非常災害により損害を受けたとき [別居の被扶養者を含む] | 災害見舞金 [法第73条] | 住居、家財等が1/3以上被災したとき、その状況により標準報酬の月額×0.5～3か月分 | — | — |
| 休業 | 組合員(任意継続組合員を除く)が公務以外の病気・けが等のため休業し、報酬の全部又は一部が支給されないとき | 傷病手当金 [法第68条] | 1年6月間支給 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×1/22(※)×2/3×日数[正規の勤務日以外の日を除く] ※ 標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合は、次のいずれか少ない額。 ・支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額×1/22 ・支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額×1/22 | 傷病手当金 附加金 | 傷病手当金の受給満了後、引き続き同一傷病により働くことができない組合員に6月間支給 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×1/22(※)×2/3×日数[正規の勤務日以外の日を除く] ※ 標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合は、次のいずれか少ない額。 ・支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額×1/22 ・支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額×1/22 |
| | 組合員(任意継続組合員を除く)が出産のため休業し、報酬の全部又は一部が支給されないとき | 出産手当金 [法第69条] | 出産の日以前42日、出産後56日まで 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×1/22(※)×2/3×日数[正規の勤務日以外の日を除く] ※ 標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合は、次のいずれか少ない額。 ・支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額×1/22 ・支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額×1/22 | — | — |
| | 家族の病気等のため休業し、報酬の全部又は一部が支給されないとき | 休業手当金 [法第70条] | 一定の期間を定めて標準報酬の日額×50/100×日数[正規の勤務日以外の日を除く] | — | — |
| | 組合員が育児休業を取得し、報酬の全部又は一部が支給されないとき | 育児休業手当金 [法第70条の2] | 育児休業期間中(原則として子が1歳に達する日まで) 育児休業開始から180日に達するまでの間…標準報酬の日額×67/100×日数 180日経過後…標準報酬の日額×50/100×日数 | — | — |
| | | 育児休業支援手当金 [法第70条の3] | 最大28日 1日につき標準報酬の日額×13/100 | — | — |
| | | 家族の疾病、負傷、老齢の介護のために休業し、報酬が支給されないとき | 介護休業手当金 [法第70条の4] | 通算して66日まで 1日につき標準報酬の日額×67/100 | — |
| | 組合員が2歳に満たない子を養育するために時短勤務をしたとき | 育児時短勤務手当金 [法第70条の5] | 時短勤務期間中(原則として子が2歳に達する日まで) ひと月につき支給対象月における報酬の額×10/100 ただし、支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合は、当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が90%を超える大きさの程度に応じ、10%から一定の割合で逡減するように総務省令で定める率 | — | — |
| 死亡 | 組合員が私傷病で死亡したとき | 埋葬料 [法第65条] | 5万円 | 埋葬料 附加金 | 5万円 |
| | 被扶養者が死亡したとき | 家族埋葬料 [法第65条] | 5万円 | 家族埋葬料 附加金 | 5万円 |
| | 組合員が災害等で死亡したとき | 弔慰金 [法第72条] | 標準報酬の月額[埋葬料とは別に給付] | — | — |
| | 被扶養者が災害等で死亡したとき | 家族弔慰金 [法第72条] | 標準報酬の月額×70/100[家族埋葬料とは別に給付] | — | — |